

令和6年度  
事業計画書



社会福祉法人  
遊佐町社会福祉協議会

# 令和6年度 社会福祉法人 遊佐町社会福祉協議会 事業計画

2023年は、5月に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行されたことにより、これまで自粛要請されていたイベント等が復活し、国内外への旅行客も増加し、特にインバウンド需要の復調が顕著となった年でした。反面、コロナ禍により進展した全国規模での債務超過は、脱炭素や経済安全保障、軍事費等への歳出拡大によりさらに高まることが危惧されています。このため、国民生活は依然として厳しい状況が続いており、将来に不安を感じている人も少なくありません。

このような状況での社会福祉協議会の役割としては、これまで同様生活支援体制の整備に引き続き力を入れながら、令和4年度より取り組んできた「重層的支援体制整備事業移行準備事業」を拡大した参加型支援事業を引き続き推進し、令和6年度で移行準備事業が終了することに伴い、これまで実施してきた事業を振り返りながら令和7年度からの本事業推進に向けた準備を行います。

また、コロナ対策特例貸付に対する償還に関しては、引き続き山形県社協と連携しながら償還事務や生活指導に取り組んでまいります。尚、これ以外にも様々取り組んでいる社会福祉協議会の事業等については、広報等での周知を図りながら実施しておりますが、未だに情報提供の機会が少ないと感じる方々も多いため、新たに出前講座を新規事業として立ち上げ、こちらから住民側へ積極的に出向いていくことで社会福祉協議会の存在を周知していきたいと思えます。

指定居宅介護支援事業所、指定居宅サービス事業所と指定障害福祉サービス事業所の運営については、これまで同様、利用者の求めるサービス提供が可能となるよう努力し、少ない人数ながら連携協力し最大の効果を発揮できるよう努めてまいります。

今後もあらゆる生活上の相談に応じながら、関係機関と連携した相談支援業務の一層の充実を図り、住民が求めるサービスに的確に対応することで町民の福祉向上に努めてまいります。

# 【テーマ】共に寄り添い、たすけあい、幸せを実感できるまちづくり

## 基本目標－基本項目－実施事業項目

### 1. 住民主体による福祉のまちづくり

- (1) 住民がささえあう福祉活動
  - ①【重点事業】いきいきネットワーク事業
  - ②【重点事業】生活支援体制整備事業
  - ③高齢者訪問給食サービス事業
  - ④家族介護者交流激励支援事業
- (2) ボランティア活動・福祉教育の推進
  - ①【重点事業】学童・生徒ボランティア活動普及事業
  - ②【重点事業】災害ボランティアセンター研修事業
  - ③介護職員初任者研修事業
  - ④ボランティア連絡協議会との協力
  - ⑤民生委員児童委員活動との連携・協力

### 2. 安心して暮らせる地域づくり

- (1) 住民に密着した福祉サービスの充実
  - ①【重点事業】重層的支援体制整備事業移行準備事業
  - ②【重点事業】相談業務の充実
  - ③【重点事業】指定居宅介護支援事業所の運営
  - ④【重点事業】指定居宅サービス事業所・指定障害福祉サービス事業所の運営
  - ⑤【新規事業】出前講座の実施
  - ⑥広報・啓発運動
- (2) 高齢者を支援する活動
  - ①【重点事業】高齢者生きがいづくり事業
  - ②【重点事業】高齢者生きがいづくりの拠点
  - ③シルバー人材センターとの連携

### 3. 充実した組織の推進

- (1) 情勢に対応した社協の運営
  - ①【重点事業】社協組織の強化
  - ②共同募金運動、歳末たすけあい運動の推進
  - ③社会福祉基金の整備
  - ④業務継続計画の策定
- (2) 関係機関と連携した福祉活動
  - ①福祉団体の事業支援

## 重点事業

### 1. 住民主体による福祉のまちづくり

#### (1) 住民が支え合う福祉活動

##### ①いきいきネットワーク事業の推進

社会福祉協議会活動の現状と課題について定期的に検討するため、地区ごとに社会福祉推進委員会（各組織の代表者で構成）及び福祉推進委員会（全区長）を開催します。

また、高齢者など要支援者が孤独や引きこもりなどで孤立しないようにみんなで支え合う体制を充実するため、地域や集落の実情にあった地域支え合いネットワークづくりを推進します。

- 各地区社会福祉推進委員会 7月（年1回）
- 遊佐町社会福祉推進委員会 11月（年1回）
- 各地区福祉推進委員会 7月・11月（年2回）

##### ②生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の掘り起こし、地域において必要な生活支援サービスの創出や、地域支援について研修会を実施します。

また、担い手養成研修を実施することにより、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスAの従事者や高齢者の生活支援ボランティア育成を推進します。

遊佐地区・稲川地区・西遊佐地区・高瀬地区で実施する「買い物支援」を、継続支援するとともに、蕨岡地区・吹浦地区についても体制の整備を図り、実施に向けた呼びかけを行います。

#### (2) ボランティア活動・福祉教育の推進

山形県共同募金会のボランティア助成制度を活用し、引き続き町内各学校をボランティア指定校としてボランティア学習を推進します。各地区ボランティアの協力を得て、高齢者や障がい者に対する理解や思いやり、助け合う心を育み、地域福祉に対する関心を深めることを目的とした福祉学習講座を実施します。

また、プルタブ・エコキャップ収集活動によりワクチンを贈る活動への支援のほか、車イスを整備し体の不自由な方への貸出を行います。

遊佐町地域防災計画に基づき、災害発生時における応急対策需要に備えるため、町や地域住民、関係機関等と連携した「災害ボランティア活動拠点」の体制整備に取り組みます。

災害ボランティアセンターサポートスタッフとして、災害発生時に全国から集まるボランティアをスムーズに受け入れ、災害ボランティアセンターの運営を手伝っていただける人材を育成する研修を実施します。

また、子どもからお年寄りまでゲーム感覚で防災について勉強できる「防災すごろく」や「持ち出し品ゲーム」などを活用し、防災についてすべての世代から関心を持っていただくための研修会を実施します。

## 2. 安心して暮らせる地域づくり

### (1) 住民に密着した福祉サービスの充実

#### ①重層的支援体制整備事業移行準備事業の推進

「地域共生社会」の実現に向けて、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた、移行準備事業を受託して実施します。

令和4年度より受託している本事業は、令和6年度で移行準備事業が終了し、令和7年度より本事業への移行となります。これまでの評価を行うとともに、関係機関や住民への事業の周知を行い、本事業が効果的に行われるよう推進します。

#### ○多機関協働の取組

複雑化・複合化した事例に対応するため、幅広く相談支援を行います。そのうえで、支援関係機関と連携し、事例全体の調整機能を果たすことで、相談者の課題解決を図ります。

重層的支援会議を定期的で開催し、支援関係機関と情報共有を行うとともに、課題解決に向けた情報交換を行います。

#### ○アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、支援関係機関・地域住民とのつながりを構築することを目指します。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を作ることを目指します。

#### ○参加支援の取組

参加支援の取組では、既存の社会参加に向けた事業では対応できない方のために、地域の社会資源や支援制度とのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の社会資源の拡充を図り、支援ニーズや状態にあった支援メニューの創出を図ります。

#### ②相談業務の充実

#### ○弁護士相談・心配ごと相談

住民の抱える生活上の問題や悩みなどの各種専門相談会を実施します。

- ・ 弁護士相談 年11回
- ・ 心配ごと相談 年10回（第4水曜日 午後1時から）

※開催案内は町の広報とチラシの回覧で周知

#### ○生活困窮者相談事業（相談員の配置）

生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口として、専任の相談員を配置します。町民にとって身近な相談窓口として、家計や生活の課題を整理し、適切な機関や制度につなぐ橋渡しを行います。

相談者の気持ちに寄り添い、相談者を尊重しながら、適切な助言と十分な説明を行います。また、自立・更生を目指すために、アウトリーチを積極的に行い、切れ目のない支援を行います。

資金貸付と生活相談事業、福祉サービス利用援助事業（金銭管理）等を一体的に実施することで、単独の制度では解決が困難だったケースに対して適切に対応し、生活困窮者の自立・更生を目指します。

#### ○福祉サービス利用援助事業

本人の判断能力が充分でないため、日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者や障がいのある人などの福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理の援助を行います。

- ・内 容 専門員を配置し、契約・支援計画の作成・困難ケースを行います。  
生活支援員を配置し、日常的な支援業務を行います。  
※利用者と契約を結んで実施します。
- ・利用料 1回1,500円（生活保護世帯は無料）  
（令和5年度利用者 21名）

#### ○各種資金の貸付

生活困窮者を取り巻く環境は、近年、問題の多様化・複合化により、困窮からの脱却が困難になっているケースが増えている状況です。

各種資金の貸付と、生活困窮者相談事業を一体的に実施し、家計の管理について相談者と一緒に考えていくことによって自立・更生を目指します。

生活福祉資金（県社協）、たすけあい資金(町社協)の貸し付けにあたっては、関係機関と連携し生活実態を的確に把握し継続的な支援を実施します。

##### ・生活福祉資金

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の経済自立と生活意欲の助長を促進するために資金の貸付を行います。

- ・利用対象世帯 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
- ・資金の種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金  
不動産担保型資金

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付の償還については、フォローアップ支援を通じて適切な償還事務を行います。また、償還が難しい世帯については、自立相談支援機関を始め、各関係機関と連携して支援制度に関する情報提供を行い、世帯の自立を図ります。

※貸付にあたっては、民生児童委員の意見書を添えて、遊佐町社会福祉協議会が山形県社会福祉協議会に対して申請を行います。山形県社会福祉協議会での審査を経て資金の交付を行います。

金融機関による貸付と異なり、生活相談を一体的に行い、他の社会資源の活用や生活指導を含めて事業を実施します。

##### ・たすけあい資金

応急の生活資金を必要とする低所得者世帯への一時金の貸し付けを行います。（民生児童委員を通しての貸し付けとなります。）

- 貸付限度額 100,000円
- 貸付利率 無利子
- 償還期間 1年以内

### ③指定居宅介護支援事業所の運営

介護保険法令に従い利用者の尊厳を保持し、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、個々の置かれている環境や利用者・家族の選択に基づき、適切な福祉サービス及び医療サービスが利用出来るように支援します。

安定した事業運営を行うため、介護支援専門員1名当たりの目標担当数を設定し、積極的に新規依頼に対応します。各種研修会への参加、職員内での業務の連携に努め、サービスの質の維持・向上を図ります。

また、各関係機関(遊佐町健康福祉課・遊佐町保健師・各医療機関・サービス提供事業者・民生児童委員等)との連携を図り、総合的かつ効率的なサービス提供に努めます。

### ④指定居宅サービス事業所・指定障害福祉サービス事業所の運営

利用者が安心して暮らせる在宅介護を目指し、利用者や家族の立場にたったサービスの提供に努め、利用者が健康で自立した生活を営むことができるように支援します。

また、年々一人暮らしや高齢者世帯が増加の傾向にあるため、社会福祉協議会の役割としてサービスの困難事例に対しても積極的に取り組みます。

安定した事業運営を行うため、サービス提供責任者1名当たりの目標利用者数を設定し、積極的に新規依頼に対応します。サービス提供責任者及び登録ヘルパーの訪問時間の調整を効率的に行い、費用の効率化を図ります。

### ⑤出前講座の実施

社会福祉協議会は社会福祉法第109条において「地域福祉の推進役」として位置づけられています。また、この法律は地域福祉活動に住民の意思を反映させ、住民が福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としております。

社会福祉協議会の事業について住民に情報提供し、住民の理解を得るための啓発活動として、出前講座を実施します。

## (2) 高齢者を支援する活動

### ①高齢者の生きがいづくり事業

#### ○ねんりん者グラウンドゴルフ大会

- ・開催時期 8月30日(金)
- ・開催場所 遊ぽっと
- ・内 容 各地区老人クラブ選抜で総勢120名により実施します。

#### ○シルバー作品展

- ・開催時期 9月4日(水)～6日(金)(3日間)
- ・開催場所 遊佐町総合福祉センター
- ・内 容 手作り作品を展示します。  
(書、絵、竹細工、木工細工、切り絵、写真等)

○ねんりん者軽スポーツ大会

- ・開催時期 10月18日(金)
- ・開催場所 遊佐町町民体育館
- ・内 容 各地区老人クラブ選抜で総勢120名により公式ワナゲ大会を実施します。

○仲間づくりと生きがいつくり事業

高齢者が地域においてふれあい、引きこもりや閉じこもりを解消することを目的とします。

- ・お達者広場(活動費の補助)  
一年を通して交流事業を展開している単位クラブへ昼食代を一部補助します。
- ・茶のみ友達(活動費・送迎の補助)  
総合福祉センターで開催し遊具、カラオケなど各種機材を活用し、交流していただきます。

○遊佐町金婚祝賀記念式典

結婚50年を迎えられたご夫婦を対象に、金婚祝賀記念式典を開催します。

- ・開催時期 10月23日(水)
- ・開催場所 遊佐町生涯学習センター
- ・内 容 写真撮影(夫婦写真、集合写真)、記念式典、祝宴

○公式ワナゲセット整備事業補助金交付事業

地域住民の交流を促進するため、集落単位にて公式ワナゲの購入際し上限10,000円を助成します。

②高齢者生きがいつくりの拠点

総合福祉センター(老人福祉センター)は、地域に開かれた施設であるとともに、地域住民の身近な交流の場、生きがいつくりの場として、世代間の交流や介護予防につながる取組などを推進します。

- |             |       |                   |
|-------------|-------|-------------------|
| ○100歳体操     | 毎週木曜日 | 午前9時30分～/午後1時30分～ |
| ○通いの場「きらめき」 | 毎週火曜日 | 午前9時30分～午前11時30分  |

### 3. 充実した組織の推進

#### (1) 情勢に対応した社協の運営

##### ①社協組織の強化

社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人として積極的に情報公開・発信を行うとともに公益性を意識したガバナンスの整備に努める責務があります。理事会・評議員会・監事の三者が機能し、社会福祉法人としての行動や実績が地域住民に認められるように、自主性・自律性をもって地域の中で社会福祉文化を醸成する中心となることを目指すとともに、常に課題意識を持ち、事業の目的に沿って自ら考え行動できる職員の育成に努めます。



## 事業内容

### 1. 住民主体による福祉のまちづくり

#### (1) 住民がささえあう福祉活動

<p>①【重点事業】 いきいき ネットワーク事業</p>	<p>一人暮らし高齢者、高齢者世帯、昼間一人暮らし世帯の見守りや声かけ運動に、広く地域住民が参加して、助け合いの活動を進めるため、定期的なネットワーク会議を開催するとともに、要援護世帯への支援体制を整備します。</p> <p>○地区社会福祉推進委員会の開催 (学識経験者、組織の代表者で構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員構成 区長・まちづくりセンター長・民生委員代表・小学校長・婦人会長 環境推進員・老人クラブ・健康推進員・食生活推進協議会 庄内みどり農協支店長</li> <li>・年1回(7月)各地区社会福祉推進委員会を開催</li> <li>・年1回(11月)遊佐町社会福祉推進委員会を開催</li> </ul> <p>○福祉推進委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員構成 各集落区長</li> <li>・年2回(7月・11月)各地区福祉推進委員会を開催</li> </ul>
<p>②【重点事業】 生活支援 体制整備事業</p>	<p>○コーディネーター業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の掘り起こし、地域において必要な生活支援サービスの創出や、地域支援について研修会を実施します。また、要請があった地区については都度関係団体への説明会を実施し、生活支援体制の構築を推進します。</li> </ul> <p>○生活支援の担い手養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業における介護サービスの従事者や、地域・集落単位での「通いの場」の運営に携わるボランティアの育成を推進します。</li> </ul> <p>○高齢者の移動支援事業</p> <p>免許返納等の理由で車での移動が困難な方に対して、移動支援サービスの実施について検討を行います。町内の福祉施設と連携し、実施に向けた検討を行っていきます。</p> <p>遊佐地区・稲川地区・西遊佐地区・高瀬地区で取り組む1カ月に1回の「買い物支援」を継続支援します。また、実施していない地区についても体制の整備を図り実施に向けた呼びかけを行います。</p> <p>○福祉関連研修の充実</p> <p>各まちづくりセンターと連携し、地域住民にとって必要なサービスの創出、地域支援に係る研修会の実施、情報提供や事業支援を行います。</p>

<p>③高齢者訪問給食サービス事業</p>	<p>一人暮らし高齢者の見守り、食の自立を目的として、ボランティアの協力を得て週1回昼食を配食します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者訪問給食サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週木曜日実施（祝日・お盆・年末年始期間を除く）</li> </ul> </li> <li>○高齢者訪問給食サービス事業研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、配食ボランティア及び関係機関を対象に、研修会・情報交換会を実施します。</li> </ul> </li> <li>○高齢者訪問給食サービス事業実態調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、利用者の生活状況、健康状態を把握するために実態調査を行います。</li> </ul> </li> </ul>
<p>④家族介護者交流激励支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族介護者交流激励会 <p>在宅で介護している家族を対象に、介護技術の向上と心身のリフレッシュを目的に家族介護者交流激励会を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 令和6年1月下旬</li> <li>・場 所 鳥海温泉「遊楽里」</li> <li>・対象者 在宅で介護度2以上の方を介護している人</li> <li>・内 容 介護技術に関する研修会、情報交換、新春歌謡ショー</li> </ul> </li> </ul>

## (2) ボランティア活動・福祉教育の推進

<p>①【重点事業】 学童・生徒 ボランティア 活動普及事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア指定校 <p>町立小・中学校や県立遊佐高等学校との連携事業として、ボランティア校の指定により活動費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一校 50,000円の助成（山形県共同募金会配分金事業）</li> </ul> </li> <li>○福祉体験講座の実施 <p>各地区ボランティアの協力を得て、相手を思いやる、気遣う心、助けてもらったことに対する感謝の気持ちを持つことの重要性を学ぶ福祉学習講座（高齢者疑似体験）を実施します。</p> </li> </ul>
<p>②【重点事業】 災害ボランティア センター研修事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアセンター運営研修会 <p>町、区長会、民生児童委員協議会、関係機関、ボランティア団体と連携し、有事に備えた総合的な支援体制を整備するための研修会を開催します。</p> <p>また、災害ボランティアセンターサポートスタッフとして、災害発生時に全国から集まるボランティアをスムーズに受け入れ、災害ボランティアセンターの運営を手伝っていただける人材を育成する研修を実施します。</p> </li> </ul>

	<p>○災害ボランティア研修への参加</p> <p>県、県社協が開催する災害ボランティアセンター研修会に参加し、災害ボランティアセンターの運営について資質の向上に努めます。</p> <p>また、近隣で災害が発生したときは、積極的にボランティアを募り活動を行い、復旧に協力するとともに、ボランティアの育成を図ります。社協職員としてのボランティアセンター運営スタッフの派遣についても、積極的に参加し、有事の際に速やかに対応できる体制整備を図ります。</p>
<p>③介護職員 初任者研修事業</p>	<p>在宅介護技術の向上、介護職のなり手不足への対応を目的に、介護職員初任者研修事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期 間 令和6年8月上旬～令和7年1月上旬まで (合計130時間(内、通信40時間)の課程)</li> <li>・対象者 遊佐町に住んでおり福祉に関心がある方 県立遊佐高等学校に通学している方 (全日程に出席できる方に限ります)</li> <li>・会 場 遊佐町総合福祉センター</li> <li>・費 用 30,000円</li> <li>・定 員 20名(定員を超えた場合は後日抽選)</li> </ul> <p>介護に従事する人材育成、町内の介護事業所等に従事する職員の確保及び質の向上を図るため、遊佐町社会福祉協議会で実施する介護職員初任者研修を修了し、町内の介護保険事業所等に勤務した方に対し、介護職員初任者研修受講料の全額を助成します。</p>
<p>④ボランティア連絡協議会との協力</p>	<p>町内のボランティア活動を推進するため、遊佐町ボランティア連絡協議会の事業支援を行います。</p> <p>○会員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和6年10月</li> <li>・内容 ボランティアに関する学習を行うとともに、会員相互の交流を図ります。</li> </ul> <p>○「お元気ですか？」訪問</p> <p>遊佐町ボランティア連絡協議会、遊佐小学校、社会福祉協議会が連携して、町内のひとり暮らし高齢者を対象に、慰問活動を実施します。慰問活動については各地区順番で実施することとし、令和6年度は蕨岡地区を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和6年11月23日</li> <li>・内容 遊佐小学校児童、保護者、ボランティア連絡協議会会員が一人暮らし高齢者を対象に慰問し、見守り活動を行います。</li> </ul> <p>○通いの場「きらめき」の実施</p> <p>高齢者の社会参加と介護予防を目的に、住民主体の通いの場を定期的で開催します。通いの場を通じて、相互の交流、ボランティアの育成、社会参加、介護予防を図ります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 毎週火曜日 午前9時30分から11時30分 (祝日、年末年始期間を除く)</li> <li>・場所 遊佐町総合福祉センター</li> <li>・内容 100歳体操、ワナゲ、ゴルフ、ポッチャ、読書 コミュニケーション麻雀、季節のイベント</li> </ul> <p>○その他事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報「ボランティア情報」の発行</li> <li>・社会福祉協議会事業への協力</li> </ul>
<p>⑤民生委員児童委員活動との連携・協力</p>	<p>○65歳以上世帯調査</p> <p>65歳以上一人世帯、65歳以上世帯、昼間65歳以上が一人になる世帯、65歳以上の認知症の方がいる世帯、65歳以上のねたきりの方がいる世帯を対象に、福祉調査を行い、要支援世帯の実態の把握を図ります。区長・民生児童委員で集落内の要支援世帯を把握し、集落内での支え合いを図っていきます。</p> <p>遊佐町で推進する個別避難計画、救急情報カードの策定と連携し、防災対策、見守り体制の構築を目指します。</p> <p>○民生児童委員協議会との連携</p> <p>毎月の民生児童委員協議会定例会に参加し、民生児童委員活動と連携を保ち、要援護者の状況把握に努めます。また、行政・包括支援センター等との連携のもと、社会福祉協議会で出来る事業については支援を行っていきます。</p>

## 2. 安心して暮らせる地域づくり

### (1) 住民に密着した福祉サービスの充実

<p>①重層的支援体制整備事業移行準備事業</p>	<p>「地域共生社会」の実現に向けて、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた、移行準備事業を受託して実施します。</p> <p>令和4年度より受託している本事業は、令和6年度で移行準備事業が終了し、令和7年度より本事業への移行となります。これまでの評価を行うとともに、関係機関や住民への事業の周知を行い、本事業が効果的に行われるよう推進します。</p> <p>○多機関協働の取組</p>
---------------------------	---

	<p>複雑化・複合化した事例に対応するため、幅広く相談支援を行います。そのうえで、支援関係機関と連携し、事例全体の調整機能を果たすことで、相談者の課題解決を図ります。</p> <p>重層的支援会議を定期的に開催し、支援関係機関と情報共有を行うとともに、課題解決に向けた情報交換を行います。</p> <p>○アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組</p> <p>複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、支援関係機関・地域住民とのつながりを構築することを目指します。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を作ることを目指します。</p> <p>○参加支援の取組</p> <p>参加支援の取組では、既存の社会参加に向けた事業では対応できない方のために、地域の社会資源や支援制度とのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の社会資源の拡充を図り、支援ニーズや状態にあった支援メニューの創出を図ります。</p>
<p>②【重点事業】 相談業務の充実</p>	<p>○弁護士相談・心配ごと相談</p> <p>住民の抱える生活上の問題や悩みなどの各種専門相談会を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士相談       年 1 1 回</li> <li>・ 心配ごと相談    年 1 0 回（第 4 水曜日 午後 1 時から）</li> </ul> <p>※開催案内は町の広報とチラシの回覧で周知</p> <p>○生活困窮者相談事業（相談員の配置）</p> <p>生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口として、専任の相談員を配置します。町民にとって身近な相談窓口として、家計や生活の課題を整理し、適切な機関や制度につなぐ橋渡しを行います。</p> <p>相談者の気持ちに寄り添い、相談者を尊重しながら、適切な助言と十分な説明を行います。また、自立・更生を目指すために、アウトリーチを積極的に行い、切れ目のない支援を行います。</p> <p>資金貸付と生活相談事業、福祉サービス利用援助事業（金銭管理）を一体的に実施することで、単独の制度では解決が困難だったケースに対して適切に対応し、生活困窮者の自立・更生を目指します。</p> <p>○福祉サービス利用援助事業</p> <p>本人の判断能力が充分でないため、日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者や障がいのある人などの福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容  専門員 2 名を配置し、契約・支援計画の作成・困難ケースを行います。生活支援員 4 名を配置し、支援業務を行います。</li> </ul>

	<p>・利用料 1回1, 500円（生活保護世帯は無料） （令和5年度利用者21名）</p> <p>○各種資金の貸付 生活困窮者を取り巻く環境は、近年、問題の多様化・複合化により、困窮からの脱却が困難になっているケースが増えている状況です。 各種資金の貸付と、生活困窮者相談事業を一体的に実施し、家計の管理について相談者と一緒に考えていくことによって自立・更生を目指します。</p> <p>生活福祉資金（県社協）、たすけあい資金(町社協)の貸し付けにあたっては、関係機関と連携し生活実態を的確に把握し継続的な支援を実施します。</p> <p>・生活福祉資金 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の経済自立と生活意欲の助長を促進するために資金の貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象世帯 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯</li> <li>・資金の種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金 不動産担保型資金</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付の償還については、フォローアップ支援を通じて適切な償還事務を行います。また、償還が難しい世帯については、自立相談支援機関を始め、各関係機関と連携して支援制度に関する情報提供を行い、世帯の自立を図ります。</p> <p>※貸付にあたっては、民生児童委員の意見書を添えて、遊佐町社会福祉協議会が山形県社会福祉協議会に対して申請を行います。山形県社会福祉協議会での審査を経て資金の交付を行います。</p> <p>また、金融機関による貸付と異なり、生活相談を一体的に行い、他の社会資源の活用や生活指導を含めて事業を実施します。</p> <p>・たすけあい資金 応急の生活資金を必要とする低所得者世帯への一時金の貸し付けを行います。（民生児童委員を通しての貸し付けとなります。）</p> <p>貸付限度額 100, 000円 貸付利率 無利子 償還期間 1年以内</p>
<p>③【重点事業】 指定居宅介護 支援事業所の運営</p>	<p>○委託契約を結んだ市町村（介護保険保険者）より依頼を受け、要介護認定のための訪問調査を実施します。</p> <p>○訪問、来所、電話での相談による、介護保険の代行申請を行います。</p> <p>○利用契約者に対しケアマネジメントを実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①利用者宅へ訪問し、利用者・家族と面接による実態把握</li> <li>②サービス担当者会議の開催又は、サービス事業所に対する照会</li> <li>③居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成</li> </ol>



	<p>・ 1日の利用時間数は原則4時間を限度</p> <p>へ) エンゼルヘルパー派遣事業  家事の支援等を必要とする家庭に育児及び家事経験のあるヘルパーを派遣し、母子等が安心して日常生活を営むことができるように支援します。</p> <p>・ 運 営 日 毎日  (法令外サービスは年末年始、8月13日～15日は除く)</p> <p>・ 訪 問 時 間 7時～21時30分</p> <p>・ サービス内容 身体介護に関すること、生活援助に関すること</p> <p>○登録ヘルパーケース研修会  より良いサービスを提供するため毎月研修会を実施しヘルパーとしての資質の向上を図ります。</p>
⑤【新規事業】 出前講座の実施	<p>社会福祉協議会は社会福祉法第109条において「地域福祉の推進役」として位置づけられています。また、この法律は地域福祉活動に住民の意思を反映させ、住民が福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としております。</p> <p>社会福祉協議会の事業について住民に情報提供し、住民の理解を得るための啓発活動として、出前講座を実施します。</p>
⑥広報・啓発運動	<p>○遊佐町社会福祉協議会広報「福祉の集い」の発行  ・年3回(7月・12月・3月)</p> <p>○Webサービスによる情報発信  ・遊佐町社会福祉協議会ホームページの充実  ・遊佐町社会福祉協議会 Facebook の更新</p>

## (2) 高齢者を支援する活動

①【重点事業】 高齢者 生きがいづくり事業	<p>○ねんりん者グラウンドゴルフ大会  ・開催時期 8月30日(金)  ・開催場所 遊ぼっと  ・内 容 各地区老人クラブ選抜で総勢120名により実施します。</p> <p>○シルバー作品展  ・開催時期 9月4日(水)～6日(金)(3日間)  ・開催場所 遊佐町総合福祉センター  ・内 容 手作り作品を展示します。  (書、絵、竹細工、木工細工、切り絵、写真等)</p> <p>○ねんりん者軽スポーツ大会  ・開催時期 10月18日(金)  ・開催場所 遊佐町町民体育館</p>
-----------------------------	--



	<p>・内 容 各地区老人クラブ選抜で総勢120名により公式ワナゲ大会を実施します。</p> <p>○仲間づくりと生きがいくくり事業 高齢者が地域においてふれあい、引きこもりや閉じこもりを解消することを目的とします。</p> <p>・お達者広場（活動費の補助） 一年を通して交流事業を展開している単位クラブへ昼食代を一部補助します。</p> <p>・茶のみ友達（活動費・送迎の補助） 総合福祉センターで開催し遊具、カラオケなど各種機材を活用し、交流していただきます。</p> <p>○遊佐町金婚祝賀記念式典 結婚50年を迎えられたご夫婦を対象に、金婚祝賀記念式典を開催します。</p> <p>・開催時期 10月23日（水） ・開催場所 遊佐町生涯学習センター ・内 容 写真撮影（夫婦写真、集合写真）、記念式典、祝宴</p> <p>○公式ワナゲセット整備事業補助金交付事業 地域住民の交流を促進するため、集落単位にて公式ワナゲの購入際し上限10,000円を助成します。 ※集落単位での申請</p>
--	--

<p>②【重点事業】 高齢者生きがいくくりの拠点</p>	<p>総合福祉センター（老人福祉センター）は、地域に開かれた施設であるとともに、地域住民の身近な交流の場、生きがいくくりの場として、世代間の交流や介護予防につながる取組などを推進します。</p> <p>○100歳体操 毎週木曜日 午前9時30分～／午後1時30分～</p> <p>○通いの場「きらめき」 毎週火曜日 午前9時30分～午前11時30分</p> <p>○老人福祉センターの貸出 開館日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）</p> <p style="text-align: center;">使用料 (円)</p> <table border="1" data-bbox="491 1765 1422 2009"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">町内</th> <th colspan="2">町外</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60歳以上の方</td> <td colspan="2">無料</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">半日とは 9時～12時 又は 13時～16時</td> </tr> <tr> <td>一般利用</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>200</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>		町内		町外		摘要	個人	団体	個人	団体	60歳以上の方	無料				半日とは 9時～12時 又は 13時～16時	一般利用	100	80	200	150
	町内		町外		摘要																	
	個人	団体	個人	団体																		
60歳以上の方	無料				半日とは 9時～12時 又は 13時～16時																	
一般利用	100	80	200	150																		

研修室利用		半日	全日	半日	全日	全日とは 9時～16時
	集会室	1,000	2,000	2,000	4,000	
	その他の個室	500	1,000	700	1,500	
利用時間		午前9時～午後4時まで				
<p>○遊具の貸出</p> <p>地区や集落での住民同士の交流、情報交換の促進のために遊具の貸出を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出遊具</li> <li>コミュニケーション麻雀、公式ワナゲ、ビーンボウリング</li> <li>フロッカー、ボッチャ、カラオケ、防災ゲーム</li> </ul> <p>○車イスの貸出</p> <p>ボランティアのプルタブ・アルミ缶収集活動により、車イスを整備して体の不自由な方への貸し出しを行います。</p>						
③シルバー人材センターとの連携		<p>老人クラブ連合会や各福祉団体と連携しながら、介護保険事業では対応できない生活援助等について、シルバー人材センターと連携し福祉サービスの支援を図っていきます。また、就業を通して高齢者の活躍の場、福祉増進に対して提供・協力を支援します。</p>				

### 3. 充実した組織の推進

#### (1) 情勢に対応した社協の運営

①【重点事業】 社協組織の強化	<p>○法人運営の円滑化</p> <p>住民会員制度を基礎とし、本会の趣旨に賛同する個人、団体等に対して、賛助会員への参加と協力を求めます。</p> <p>改正社会福祉法に基づき、ガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する責務を果たし、法人運営を着実に進めていきます。</p> <p>○役員会等運営事業</p> <p>理事・評議員・監事の三者が効果的に機能し、社会福祉法人としての行動や実績が地域住民に認められるように事業を実施します。</p> <p>苦情処理委員会を設置し、社会福祉協議会が提供する事業の福祉サービスについて、利用者等からの苦情に適切に対応し、サービスの向上を図ります。</p>
--------------------	--

	<p>○事務局体制の強化</p> <p>遊佐町社会福祉協議会の基本理念である「すべては、ふつうに、くらす、しあわせを実現するために」職員は常に課題意識を持ち、事務事業の目的に沿って自ら考え行動できるよう育成に努めます。</p> <p>遊佐町社会福祉協議会職員の研修に関する指針を効果的に運用し、職員の外部研修の機会を確保し、資格取得による資質の向上を図ります。</p> <p>○働き方改革の推進とコンプライアンス強化</p> <p>働き方改革関連法規を遵守し、職員の健康を守り多様なワークライフバランスの実現や雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等、職員が意欲をもって働き続けられる環境を整えます。</p> <p>労働基準法及びその他関係法令を遵守し、職場におけるハラスメント行為の防止、ストレスチェックなどを通じて、不正がないことは当然として、風通しの良い、職員がその個性を活かして働きやすい環境の整備に努めます。</p> <p>○新遊佐町総合福祉センターの整備について</p> <p>施設の老朽化、耐震性の問題に伴い、新遊佐町総合福祉センターの整備に向けて、令和4年度に整備検討委員会を開催し、その結果を令和5年3月8日に町へ要望書として提出しました。</p> <p>令和6年度も遊佐町との協議の場を設け、整備に向けた検討を継続して行います。</p>
<p>②共同募金運動 歳末たすけあい運動</p>	<p>○共同募金運動</p> <p>地域住民、関係機関の協力を得て、赤い羽根共同募金運動を展開します。集まった募金は、町の福祉の増進のため次の事業に使われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生きがいづくり事業（茶のみ友達、お達者広場、軽スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会）</li> <li>・買い物支援の実施</li> <li>・弁護士相談の実施</li> <li>・学童・生徒ボランティア活動普及事業</li> <li>・学童の福祉体験事業（高齢者疑似体験）</li> <li>・広報「福祉の集い」、「ボランティア情報」の発行</li> <li>・行路者扶助事業</li> </ul> <p>○歳末たすけあい運動</p> <p>歳末たすけあい運動は支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らし、明るい正月を迎えられるよう、町民各位をはじめ、企業、団体、各関係機関のご理解とご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動期間：11月～12月</li> <li>・内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ）慰問金の贈呈（生活困難な世帯、在宅要援護者世帯、災害罹災世帯）</li> </ul> </li> </ul>

	<p>ロ) 母子、父子、養育者世帯の小学校新入学児童へランドセルの贈呈</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当者の調査は民生児童委員が行います。</li> <li>・ 慰問金の配分については、理事会・評議員会に諮り決定します。</li> <li>・ 慰問金の贈呈については担当民生児童委員が行います。</li> </ul>
③社会福祉 基金の整備	<p>社会福祉協議会活動の理解を広め、社会福祉への住民参加を目指すと共に、社会福祉協議会の自立的活動と健全な財政運営を図るため基金の醸成に努めます。</p> <p>また、社会福祉基金を地域福祉活動の充実を図るための事業に効果的に投下し、福祉の増進に努めます。</p>
④業務継続計画 の策定	<p>大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な経営環境の変化など、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した業務継続計画の策定を行います。</p> <p>業務継続計画の策定については2021年4月施行「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」内で、2024年から介護保険事業所での策定が義務づけられており、有事に備え適切に対応します。</p>

## (2) 関係機関と連携した福祉活動

①福祉団体の 事業支援	<p>○遊佐町老人クラブ連合会の事業支援</p> <p>高齢者福祉の増進を図るため、遊佐町老人クラブ連合会と連携して事業支援を行います。山形市で開催される、全国公式ワナゲ交流大会に参加し、高齢者の運動意欲の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形県老人福祉大会 9月4日(水) 酒田市</li> <li>・ 全国公式ワナゲ交流大会 10月11日(金) 山形市</li> <li>・ 遊佐町老人クラブ連合会「友愛の旅」 6月6日～7日 福島県</li> <li>・ 公式ワナゲ審判員打合せ会 10月</li> <li>・ 遊佐町老人クラブ連合会女性部研修会 年1回</li> <li>・ 遊佐町老人クラブ連合会広報「羅漢」発行 年1回</li> </ul> <p>○遊佐町遺族会連合会の事業支援</p> <p>戦没者の慰霊、戦没者遺族の福祉増進、平和の尊さを伝えていくため、遊佐町遺族会連合会と連携して事業支援を行います。</p> <p>遊佐町戦没者追悼式では、遊佐町・遊佐町遺族会連合会と連携して、英霊顕彰と平和への願いを伝えられるよう、今年度も遊佐中学校生徒による「平和の朗読」が行われるよう事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊佐町戦没者追悼式 7月10日(水) 遊佐町生涯学習センター</li> <li>・ 山形県戦没者追悼式 10月30日(水) 新庄市</li> <li>・ 全国戦没者追悼式 8月15日(木) 東京都</li> </ul>
----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県護国神社例大祭 5月11日(土) 山形市</li> <li>・山形県遺族会女性部研修会 6月4日(火) 山形市</li> <li>・山形県遺族会青年部研修会 8月31日(土) 東根市</li> <li>・遊佐町遺族会連合会女性部研修会 11月</li> </ul>
	<p>○遊佐町身体障害者福祉協会の事業支援</p> <p>身体障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるように支援を行います。遊佐町身体障害者福祉協会では、会員相互の交流と情報交換を目的に事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県身体障がい者福祉大会 7月</li> <li>・山形県身体障がい者レクリエーション大会 9月</li> <li>・会員、役員研修会 11月</li> </ul>
	<p>○遊佐町在宅介護者の会の事業支援</p> <p>在宅で介護をなさっている方のリフレッシュや情報交換の場を提供できるように支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視察研修 6月</li> <li>・介護に関する研修会 10月</li> </ul>
	<p>○遊佐町白ゆり会の事業支援</p> <p>会員相互の親睦と自立支援のための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子寡婦福祉研修会 10月</li> <li>・山形県母子寡婦福祉大会 7月</li> <li>・ひとり親家庭子育て支援 随時 県母子連開催</li> <li>・無料学習塾 通年</li> <li>・ゆうゆう食堂 月1回実施</li> </ul>



すべては **ふ**つうに **く**らす **し**あわせを 実現するために